

東京医療保健大学の研究推進、外部資金獲得及び研究インテグリティを確保する体制の整備に関する要綱

令和6年3月1日
学長決定

(目的)

第1条 この要綱は、全学的な研究推進、外部資金獲得及び研究インテグリティを確保する体制を整備するため、学長戦略本部の常置組織である総合研究所の組織強化及び「研究力強化会議」の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 学長は、全学的な研究推進が大学ビジョンを具現化する上で不可欠なものであることに鑑み、その趣旨の浸透に努めるとともに、学位の取得勸奨、公的研究費に関する情報提供、産学連携の推進、その他研究力の強化に関して必要な環境整備に努めるものとする。

(総合研究所の組織強化)

第2条 東京医療保健大学総合研究所の組織及び運営に関する要綱第3条に定める総合研究所(以下、「研究所という」)の組織を次に改正する。

2. 研究所に所長を置き、研究活動に関して相当の経験を有する専任の教授から学長が任免する。
3. 研究所に副所長1名を置き、専任の教授から学長が任免することができる。
4. 研究所に所長補佐を若干名置き、博士の学位を有する教育職員から所長が任免することができる。ただし、当該任免にあつては、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第12条の趣旨を踏まえるものとする。
5. 研究所に、研究課題(以下、プロジェクトという)ごとに研究ユニットを設置することとし、各研究ユニットに研究ユニット長1名を置き、教育職員から所長が任免する。
6. 前項のプロジェクトごとに副ユニット長及び研究員を若干名置くことができる。この副ユニット長及び研究員は、教育職員、事務職員、非常勤講師、共同研究員(東京医療保健大学共同研究取扱規程第5条第1項に基づき理事長が受け入れを決定したものをいう)、本学の関連医療機関の職員の中から、当該プロジェクトのユニット長の推薦にもとづき、所長が任免する。
7. 第5項の研究ユニットの名称は、所長が別に定める。この場合、前2項のユニット長、副ユニット長の呼称は、ユニットの名称に合わせて別に定める。

(研究力強化会議)

(研究力強化会議)

第3条 学長戦略本部に、研究力強化会議を置く。

2. 研究力強化会議は、次のものをもって構成する。
 - (1) 学長戦略本部長及び学長特別補佐
 - (2) 研究所長、副所長及び所長補佐

- (3) 研究所研究ユニット長
 - (4) IR推進室長及び総合教育センター長
 - (5) 事務局長
 - (6) その他学長戦略本部長が必要と認めたもの
3. 研究力強化会議は、全学的な研究の推進、外部資金の獲得及び研究インテグリティの確保に関して、次の事項を審議する。
- (1) 東京医療保健大学において行う研究の推進、外部資金の獲得及び研究インテグリティの確保に関する基本方針及び実施計画
 - (2) 学部・学科、研究科等(以下、「学部等」という)との連携及び調整に関すること
 - (3) その他全学的な研究の推進、外部資金の獲得及び研究インテグリティの確保に関する重要事項
4. 研究力強化会議は、前項各号の審議を関係する委員会に委嘱し、若しくは意見を聞くことができる。
5. 学長戦略本部長は、学部等に対して、第3項第1項第1号の基本方針又は実施計画を推進する上で必要な助言若しくは指導を行うとともに、研究の過程若しくは成果等について報告を求めることができる。

(研究資金等の獲得)

- 第4条 学部等は、外部による研究資金等(以下、「外部資金」という)の獲得(資金の配分機関によって本学に直接経費及び間接経費の計上が原則認められるものをいう)に努め、当該資金を伴う研究課題等を優先的に取り扱うものとする。
- 2. 前項による研究資金等の応募において、学長戦略本部長は、推薦状の提供等の便宜を図るものとする。
 - 3. 学部等は、外部資金を獲得する見込みが乏しい研究若しくは社会活動の案件であっても、地域との連携強化その他の事情により学部等として積極的に取り組みたい研究若しくは社会活動がある場合は、学長戦略本部長に対して、協議を行うものとする。
 - 4. 学長戦略本部長は、外部資金を獲得する上で必要と認めるときは、理事長の承認を経て、本学と公的機関や民間企業等(以下、企業等という)との包括提携協定、秘密保持契約その他の締約を行うことができる。ただし、学部等に限定された活動について、企業等の一部の部門と締約を結ぼうとする場合は、当該学部等の長があらかじめ学長戦略本部長の同意を得た上で、理事長の承認を得て当該締結を行うものとする。
 - 5. 本条第1項及び第4項により外部資金の獲得やその前提となる締約等を行うにあつては、その案件を主に担当する教職員は、学長戦略本部長の定めるところにより、研究インテグリティの確保に必要な措置を取るものとする。

附則 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附則 この要綱の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。